

委員から事前にいただいた意見等について

No.	該当箇所			委員	意見等内容	担当各課(室)	担当課室回答										
	資料No.	ページ	項目等														
1	2-2	19	77 見舞金制度の創設	生島委員	<p>県条例により創設された「見舞金制度」等も市町村の規程・条例の未整備によって適切な運営がなされているのか、疑問が大きい。個別事案の提示は難しいのであれば、警察統計上、中核市町村における見舞金支給可能事案の数を示して、市町村での取り組みが遅れていることによる「県条例の具現化遅延リスク」を明らかにされたい。</p>	<p>県警本部 男女共生課</p>	<table border="1" style="float: right; margin-right: 20px;"> <tr><td style="text-align: right;">件数</td><td></td></tr> <tr><td>福島市</td><td style="text-align: right;">13</td></tr> <tr><td>会津若松市</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> <tr><td>郡山市</td><td style="text-align: right;">23</td></tr> <tr><td>いわき市</td><td style="text-align: right;">28</td></tr> </table> <p>認知状況 (令和4年1月～7月)</p> <p>※件数は、主なものとして、殺人・強盗・強姦性交等・傷害・強制わいせつを計上 ※当該市内で発生した件数であり、傷害については負傷程度が療養1か月未満のものなど、支給対象外事件も含んでいる。</p> <p>県内市町村において、見舞金の支給や転居費用助成金を受けられるよう、引き続き、丁寧に説明をし、検討をお願いしてまいります。</p>	件数		福島市	13	会津若松市	11	郡山市	23	いわき市	28
件数																	
福島市	13																
会津若松市	11																
郡山市	23																
いわき市	28																
2	2-2	19 20	77 見舞金制度 78 転居費用助成金制度	宮下委員	<p>犯罪被害者等見舞金制度及び転居費用助成金等の運用状況（支給実績、支給したのは条例や見舞金制度のある市町村での対象者であるか否か等）についてご教示ください。</p>	<p>男女共生課</p>	<p>見舞金制度、転居費用助成金とも支給実績はありません。この制度は、市町村への補助制度であり、市町村における制度の整備が必要となることから、引き続き、市町村に対して、条例の制定や見舞金等制度の整備について丁寧に説明をし、検討をお願いしてまいります。</p>										
3	2-2	19	77 見舞金制度	関委員	<p>「犯罪被害者等見舞金等支給事業補助金」が創設されたことは良いことではあるが、市町村への補助ということになり残念に思う。必ずしも市町村への補助という形にしなければいけないという規程等があれば別であるが、他県でも実施しているように、県として当事者本人へ直接支給することにすれば、県民への公平な支給となり県民の幸福水準（シビルミニマム）が均一に向上することになる。県では他にも市町村への補助とはせず、直接県民へ支給している助成施策はある。</p> <p>県としての施策の意義はそこにある。市町村はその上に立って、市町村民に対する幸福水準を上乘せし上げるという市町村民への幸福度（シビルミニマム）を向上させるという施策につながる。このままでは、市町村が予算化しない限り県民の税金が有効に活用されなくなるため、見直しを強力に要望したい。</p> <p>遺族見舞金が支給されないため生活に困窮し、生活費を借り、返済ができずに借金が膨らみ、生活保護となるという、現在起きている「貧困の連鎖」が起きないようにするためには、この「見舞金」の支給を確実に行うことが重要である。</p> <p>熊本県の担当者に電話で聞いたところ、やはり県財政課からは市町村への補助とすべきと返されたが、県民の福祉の向上（シビルミニマム）の達成という県の姿勢（施策）の実現のため、何度も交渉し、当事者本人への直接支給を実現したとのことである。</p> <p>社会正義の達成のため、戦うことも必要ではないだろうか。</p>	<p>男女共生課</p>	<p>県と市町村が一体となって犯罪被害者等を支援していくことが必要であり、また、犯罪被害者等にとって最も身近な行政窓口である市町村を申請窓口としワンストップ化することが被害者の方にとって負担が少なくなるという考えから、市町村への補助事業としたところであります。</p> <p>御意見のとおり、市町村において制度を整備することが必要となるため、市町村条例の制定と合わせて見舞金等制度についても、説明会などを通して制度創設に向けた支援を行っているところです。</p> <p>引き続き、市町村との連携を深めてまいるとともに、いただいた御意見や今後の市町村の制度創設の状況も踏まえ、必要に応じて見舞金等の制度設計につきましても在り方を検討してまいります。</p>										